## 委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和元年5月28日

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事•市区町村長等	
	○知事	●市区町村長等
2. 都道府県名	愛媛県	
3. 市区町村名	松山市	
4. 届出番号	10	
5. 独自利用事務の事例番号	116-3-1(2)	
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	http://www.city.matsuyama.ehime.jp/shisei/keikaku/johokokai/dokujiriyo.html	

執行機関名 松山市長

知事等(教育委員会)が行う子ども・子育て支援法に基づく地域子ども・子育て支援事業の実施に関する事務

## 1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1)法定事務	(2)独自利用事務
①事務の名称		子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施 に関する事務であって規則で定めるもの
②番号法別表第1の項	94	
③番号法別表第2の項	116	
④番号法第9条第2項に基づき 定める条例の名称及び①の該 当部分		松山市個人番号の利用等に関する条例 別表第2 2の項 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)による地域子ども・子育て支援事業の実施 に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定 されている箇所	子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号)第59条	松山市一時預かり事業実施要綱第1条
⑥事務の趣旨又は目的	の子どもに関する法律による施策と相まって、子ども・子育て支援給付その他の子ども	この要綱は、児童福祉法(昭和22年法律第164号。以下「法」という。)第6条の3第7項に 規定する一時預かり事業(以下「事業」という。)の実施に必要な事項を定め、保育所、幼稚 園、認定こども園その他の場所において <u>児童</u> を一時的に預かることで、安心して子育てが できる環境を整備し、もって <u>児童の福祉の向上</u> を図ることを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		松山市一時預かり事業実施要綱